

## 行政常任委員会

令和4年10月5日（水）

午前10時52分開 会

○村田委員長 おはようございます。

議運、全協でお疲れのところ申し訳ございませんが、ただいまから行政常任委員会を開会いたしたいと思います。

本日は、三鬼和昭委員が病気療養のため欠席をしております。

また、傍聴者は1名の方がいらっしゃいますけれども、もういいですね、許可しても。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 本日の議題につきましては、尾鷲中学校エレベーター等設置工事の一部変更について。

本来ですと、この変更については、当初の予算も議決案件でもありませんし、また、軽微な変更でありますので、本来このように常任委員会を持つということは特別なことでございますけれども、私たち正副委員長と正副議長が、担当より中学校のエレベーター等設置工事の中で変更がありますということを経験して報告を受けました。

その後、議長共々いろいろ検討した結果、これは今回の変更については、額はともかく、中学校の建造物の構造に係ることにもなってきますので、特にこれは議員の皆様方全員に御理解をしていただかなくてはならないということで、あえて開きました。

議決案件じゃないものにつきましては、それぞれ補正予算、あるいはその後の委員会で報告ということになりましようけれども、我々、委員会としましては、担当から様々なことの報告を受けた上で、これはどうしても今回は必要だと判断をしたならば、特別なことでありますけれどもこういう形で委員会を持っていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただ、我々、正副委員長と議長で報告について判断をして、特に開く必要はないと判断をしたときには開いていきません。従来どおりで進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、尾鷲中学校エレベーター等設置工事の一部変更について、担当より説

明を求めます。

- 下村副市長 委員の皆様におかれましては、議運、全協に引き続き行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日は、尾鷲中学校エレベーター等設置工事の一部変更について報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては担当課より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

- 塩津建設課長 建設課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料を通知させていただきます。よろしいでしょうか。

資料の1ページを御覧ください。

尾鷲中学校エレベーター等設置工事の一部変更について、説明させていただきます。

まず、契約概要ですが、工事名は尾鷲中学校エレベーター等設置工事、契約日は令和4年6月14日でございます。

工期は令和4年6月14日から令和4年10月31日の140日間で、請負金額は3,278万円、受注者は七宝建設株式会社でございます。

次に、今回お示しします変更内容ですが、変更内容につきましては、小梁部分の移設でございます。

小梁の移設につきましては、建築基準法第20条、同法施行令第8節及び日本建築学会鉄筋コンクリート構造計算基準2018年版に基づく構造計算により安全確認を行っており、荷重項の計算、応力と変位の計算、断面計算、アンカーの計算について安全確認を行い、適切に設計されていること及び現段階において適切に施工されていることについて確認した旨、管理者より報告を受けておりますことを最初に述べさせていただきます。

次の2ページを御覧ください。

今回の小梁の移設について、簡略的に示した図面でございます。

図面左側が工事の着手前で、網かけした部分が小梁となります。図面右側が現時点の状況で、まず、中央に近い部分に表示しておりますのが、今回設置するエレベーターの位置でございます。

図面から見てエレベーターの下部分の小梁につきましては、当初から設置に干渉することが判明しておりましたので、移設を行う当初設計でございました。

今回の変更部分は図面から見てエレベーターの左側、斜線で網かけした部分でござ

ざいますが、こちらの小梁については、尾鷲中学校の建築当時の図面から存在は判明しておりましたが、不可視部分にありましたので計測までは至っておらず、エレベーター設置に干渉しないものとして当初設計を行っております。

工事着手後、部分的な解体が進み、小梁が視認できたところで詳細に確認しましたところ、エレベーターの設置に干渉することが判明いたしましたので、先ほどに述べました各種の確認を行い、エレベーターの設置に干渉しない位置まで約350ミリ移設することとしたものでございます。

次のページを御覧ください。

今回のエレベーター設置工事についての断面図で、左側が改修前、右側が改修後でございます。

丸印で囲った部分が、今回、干渉することが判明し、移設を行った小梁でございます。

今回の変更に係る費用につきましては、現在、精査中でございますが、既決予算の範囲内で収まるよう検討しております。

建設課の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○村田委員長　今回の変更について、ざくっと担当の建設課より説明がございました。

特にこの際、報告でございますけれども、御意見のある方の発言を許可したいと思っております。

○西川委員　中学校って耐震構造ですよ。今、資料を見させてもらっておるんですけど、議会で提出する資料ですか。何も数字が入っていないじゃないですか。通称、漫画っていいですよ。こういうのは、普通、通称、漫画とって図面じゃありません。きちんと討論できるように、質問に答えられるように図面に数値も入れて、そういうのを見せてほしいんですけど。

そしてこれ、僕、一般質問したときに、せんだってやった一般質問で、必ず改修工事には問題が出ると言っていましたよね。教育委員会の方、立会いの下で、僕は着工前に言っていますよね。

ここの部屋を見ても分かるように、上の小さな点検口という穴があるんですよ。それを除いて既設測量をしていけば、必ず梁の位置が違うことは分かっているのに、これは執行部側も発注者側も設計者も、天井をはつるまで分からなんだということでしょう。既設測量をやっていないということですよ。

僕、一般質問したときにはもうなかったって言ったら、これ、また頭に来ますよ

ね。ちょっとそこのところ、僕が一般質問のときにはもう通ってやったのか通って  
いなかったのか、なぜ議会に報告しなかったのかを教えてください。

○塩津建設課長　　まず一般質問の際ですが、御質問で変更があった際の技術的な  
部分はどうかということで、一般的な変更の際の対応について、業者、発注者  
で協議するという説明をさせていただいたところでございます。

今回の変更の件に関しましては、判明したのが解体工事途中の8月4日ござい  
ます。協議の上、8月25日に業者のほうに指示しておりますが、委員長、議長の  
報告がそれ以降になったことはおわび申し上げます。

また、点検口でございますが、今回、これについては設計当初から確認していれ  
ばベストだったと思いますが、既設校舎の改修に伴い、当時の図面を基に設計を行  
ったものでございます。

当該小梁につきましては、天井裏に設置されておりますが、詳細図面があること  
からあえて現場で天井解体までは行わず、詳細図面による確認としたと聞いており  
ます。

なお、当該小梁を直接目視できる位置に点検口はなかったため、パイプシャフト  
の部分からカメラを入れて……。

(発言する者あり)

○塩津建設課長　　では、当初から分からなかったのかという部分に関して、説明  
させていただきます。

これにつきましては、設計の当初から確認していればベストだと思いますが、既  
設校舎の改修に伴い、当時の図面を基に設計を行ったものでございます。

当該小梁につきましては、天井裏に設置されておりますが、詳細な図面があるこ  
とから、あえて現場で天井解体までは行わず、詳細図面による確認等をいたしました。

なお、当該小梁を直接目視できる位置に点検口はなかったため、パイプシャフト  
の部分からカメラを入れて写真撮影し、天井裏内部の状況は確認しておりましたが、  
事前に計測できるような状態ではなかったというふうに考えております。

以上でございます。

○西川委員　　ということは、耐震工事の、おたくら小梁、小梁って言っています  
けど、図面を見たら中梁ですよ、通しの。それで、僕、現場、抜き打ちで見に行  
ったときに、鉄筋5センチぐらいを残してぶち切っちゃってましたよ、鉄筋。そ  
こにまた鉄筋をつないで、位置をずらして打つのであれば、耐震構造をいじったこ

とになりますので、普通なら鉄筋を切ったたらガス圧接をしますよね、ラップが取れないから、5センチでは。ラップが取れませんよね、建設課長。ガス圧接になりますよね、当然、するとなれば。それで、一度はつって撤去した梁を、これ、大問題だということ、分かりませんか。

もっと普通の耐震構造で10の構造があった場合に、これをするによって、撤去することによって後から復旧をしても、応力が11や12になるというのであれば分かるんですけど、絶対、10以下に落ちますよ。

というの、コンクリートを打設した場合に、建設課長なら分かりますけど、収縮沈下がありますよね、収縮沈下。おまけにブリージングありますね、レイタンスもできますよね、その分が脆弱化になりますよね。検査のときは、非破壊検査でもきちっとして調べるんですか。どういう……。

ただ、コンクリートが入っておったからそれでよい、構造計算についてはまた後で言わせてもらいますけど、脆弱な部分が絶対できるんですよ。その分の対処の仕方をちょっと教えてください。

○上村建設課主幹兼係長　　まず、今回やむを得ず梁の位置を変更したということで、建築構造の安全性能という、まず一番最も重大な人命に係る最も重要な事項ですので、そこについてまず御説明をさせていただきます。

今回、設計者にあっては、法令に基づき、構造計算によって建築物の安全性を確かめておるといふことの証明をしております。いわゆる安全証明といいますが、これは建築士法20条に定められた、構造計算によって安全性を確かめたときには委託者、この場合、市ですけど、市に対し証明書を交付しなければならないとなりますので、我々はそれを求めて設計者のほうから安全証明という形で、構造計算によって建築物の安全性を確かめた上の証明書ということで、交付をいただいております。

それによって、安全性は問題はないと私どもでは判断しているということ、まず述べさせていただきます。

○西川委員　　はい、出ました、訳の分からん逃げ口。

構造計算って、安全証明書って言いましたね。誰が構造計算を会社に依頼したんですか、構造計算をする会社に。

○上村建設課主幹兼係長　　証明書の、当然、証明したのは今回のアーツ設計になります。

○西川委員　　安全設計って、おたくらもう十分分かっておるでしょうけど、安全



それは、設計者が脆弱な部分はどうやってやるのかって、それで非破壊検査で検査を厳しくするのか、もしそれに基準に達しなかったらどうするのかということ、聞いておるんですよ。

○上村建設課主幹兼係長 法の基準にのっとって設計をし、構造計算をしたものに関しては、いわゆるそれとおりに施工をすれば問題ないという解釈だと思います。

○西川委員 そんなもの幾らでも尾鷲で前例があるじゃないですか。設計したところで図面どおりにやって、全然違うことをやっておるところもあるじゃないですか。それで問題がないって、過去、今までありましたよ、例を出すと失礼だから出しませんが。それで今まで問題になったこと、幾らでもあるでしょう。それを分かかっておって言うておるんですか。中学校ですよ、のエレベーターですよ。

耐震工事の梁をはつたって意味、もっと重要性を考えてほしいと思うんですけどね。淡々と私たちはこの書類に従ってやっていますから問題がない、そうでなく、じゃ、僕がした一般質問は何やったんや。僕が一般質問する前に、じゃ、梁が出た場合に議会に報告する義務もあったんじゃないんですか。

○塩津建設課長 議会報告という形には至っておりませんが、議長、委員長に相談させていただいております。

○西川委員 いや、だから僕は一般質問で、僕はその分野に特化して勉強していますよって言っていますよね。それ、全然分からない人に言ったって、議長、副議長のこと、言うておるわけじゃないんですけど、その分野に特化した人間にも耳に入れるべきじゃないんですかって。

ただ、こうやって市長は予算内でこの工事をしてもらうということを一一般質問で僕に言っていましたけど、それはかわいそうです。ああいう現場を見た時点で、業者を泣かすようなことは絶対してはいけないと思います。

これ、あの定価では多分できないと思いますよ、あのはつり工事は。その点はどうなんですか。

○塩津建設課長 先ほども説明させていただきましたが、一応、今回の変更に係る金額については、現在、精査中でございます、既決の予算の範囲内で収めるよう検討しているところでございます。

○村田委員長 よろしい。

他にございませんか。

○中村委員 お願いなんですけど、本当に説明していただくことを決めていただ

いて、ありがたいと思うんですよ。すごい大事なことやと思うので。

ほんで、ちゃんとした図面を見せていただきたいんですよ。それで、今の設計者が証明した安全証明の応力計算の全部の一式の書類と、そしてエスキス、漫画って言われたんですけど、本当に漫画なんですよ。

図面というのは大きさが入って、鉄筋のどの大きさが何本入っているのを抜いたかというのがすごい大事で、これを見たらどの梁も同じ大きさに「小梁」って書かれているんですけど、実際には違うんですよ。

それから、そういうところが全然大したことないですよみたいに思わせる図面になっているんですけども、通しで全部抜いたってしまっているし、実際には、それは地震が来てもたまたまオーケーかもしれないけれども、私たちこの予算、反対しているんですよ。

なぜかっていったら、今、外付けエレベーターのすごく安くていいのがいっぱい出ているので、外付けにされたらどうですかというのも、一番最初、現地を見に行ったときも提案させていただきました。高いつて言われたんですよ。でも、この前、現地を見たら、絶対外付けのほうが安かったやろうなど。もうこんなに業者を泣かせて、いじめて何がうれしいのかなと、本当にもうびっくりしました。

もう一つ提案させていただきました。1階部分をランチルームにしたら、エレベーター自身が要らんじゃないですかとも提案させていただきました。現に廊下まで使ったら、今の人数やったら1階でこのエレベーターは不要でした。

にもかかわらず、無理やくたに梁まで抜いてエレベーターを入れて、業者を泣かせて、これ、大変な仕事なんですよ。全部、手ではつったんですよ、重機1個も入れへんもんで。これ、本当にやらされるっていったら、もう誰でも尻尾を巻いて逃げていくと思うんですよ。

おまけに強度は低下します。安全値が何ぼ保障されても、今、西川委員がいろいろと言われたように、最初に組まれた鉄筋コンクリートを梁を取ったって、新しいものを横にひっつけてももうなじまないんですよ。

それは皆さん、もうプロの方、御存じやと思うんですけども、別にそうしたからといってエレベーターがもてへんとか、床が落ちることはないかもしれません。でも、どうしてわざわざ小学校を耐震化じゃなくて耐弱化していく方向を選ばれて、おまけに詳細図があったから点検しませんでしたとおっしゃいましたけれども、詳細図のときにこの梁を2本も取らなあかん、場所を変えなあかんと分かっている、それでもまだこの場所にどうしてもエレベーターを入れたいというもとの基本

の考え方が、教育委員会としてこれはどう判断されたのかお聞きしたいと思います。  
教育長、教えてください。

○村田委員長　　中村委員、おっしゃることはよく分かりますけれども、これ、もう今、既にエレベーターの工事が始まっておりますので、今回はこの変更について報告をいただきました。

その点について、その中で疑問があれば、今、あえて質問をしていただきたいと思いますということでありますので、これまでの経過はよく分かりますけれども、ちょっとお控えいただきたいなと思います。

○中村委員　　それでは、一番最初のお願ひした設計図書一式は、ぜひ出してください。せやないと話にならないので。

○村田委員長　　どうですか、担当、その辺は出ますか。

○塩津建設課長　　設計図、あと、安全証明等につきましては、提出のできる部分について、議長、委員長とまた相談させていただいて、どういったものが議会のほうに提出できるか相談させていただいて、決めさせていただきたいと考えております。

○村田委員長　　ということですので、よろしいですか。

○西川委員　　非破壊検査をやるんかやらないんかだけ、教えてください。

○上村建設課主幹兼係長　　施工に関する検査に関しては、建築の標準仕様書に載っております。梁、コンクリートの内部の非破壊検査をすることはございません。  
以上です。

○西川委員　　接続部のところですよ。

○上村建設課主幹兼係長　　接続部も同様です。

○西川委員　　分かりました。

○村田委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○南委員　　小梁を外したということで、僕も構造上の心配したんですけれども、一応、耐震構造については問題がないということで信じたいと思います。

ただの1点、エレベーターの設置工事が予定価格の91.9%ということで、288万の入札差金が残っておるといことなんですけれども、今回の小梁のはつりやとかあれについては、業者を泣かすわけじゃないんですよ、これ。もし入札差金のできるのであれば、どれぐらい目安としてかかるのかを参考までに教えていただきたいと思います。

○塩津建設課長 一応参考までに、今、現時点で概算で150万円程度等を考えております。

また、これについて変更なしというのであれば、これは業者さんを泣かすことになりますので、既決予算の範囲内で変更契約等を行って、追加の部分に関して対応していきたいと考えております。

○南委員 十分入札差金でできるということで、冒頭に村田委員長のほうから、議決事項ではないんだよということをおっしゃっていただいたんですけれども、全体的な金額で言えば、分離発注がなかった場合は、当然、1円上がっても議決行為でございますので、もう議決行為じゃないでじゃなしに、安易に考えていないと思うんですけれども、できたらこれからもそういった軽微なあれであっても、正副議長、正副委員長に報告していただいたということで、私は了といたしたいと思っておりますけれども、できたらそういった各議員に配慮していただいてもいいんじゃないかなというような考え方も持ちますので、今後はぜひともよろしく願いいたします。

○村田委員長 その辺についてはまた議長共々、相談をして決めていきたいと思っております。

それから、副委員長。

○濱中副委員長 今回、本当に安全性を心配してということやと思うんです。やはり一番怖いと思うのが保護者の人であったり、児童・生徒本人、その人たちが安心するための材料が私は一つでも欲しいなと思って今聞いておったんですけれども、もちろん設計管理、そしてそれに基づく図面によって、現場が動いておるということは理解するんですけれども、いくら業者さんは設計管理のほうから言われたとおりにするというても、実際、危ないと思われるような状態を業者さんが私は施工するとは思えません。もちろんど素人ですから、その辺の関係性は分かりませんが、現場のほうから、こういうやり方では怖い、危ないという声は届いておりませんか。

○上村建設課主幹兼係長 おっしゃるように、そういったことは施工業者に対する責任のある行動ですので、新たに設置する梁に対しては、管理者による立会い検査などを含め、適切に施工を行っていただいたと。かつ、施工者からもそういったお話は出ておりませんので、御安心ください。

○村田委員長 それから、先ほどからちょっと気になっておったんですけれども、言葉尻を捉えて言うんじゃないんですけれども、業者が非常に厳しい状態で、こんなような予算の中でというようなお話がありましたけれども、業者としても積算見

積りの上で落札をしておりますから、その辺のところは大丈夫だろうなと思うんですけども、そういうことを大前提に考えても、実際、業者が本当にえらい目をして、いわゆる予算の持ち出しというようなことは現場では確認をされておられませんね、担当ではそういう意識は全くないですね、その辺の予算の手だてというのはきちっとされておりますよね、確認だけしておきます。

○塩津建設課長　その辺についても業者のほうと協議をして、変更のほうは行っております。

ただ、昨今の物価の状況でございますが、かなり物価等の高騰がございますが、これに伴い、また、三重県にもございますスライド条項、それがまだ今のところ業者さんのほうからの話はないですが、今後、また社会情勢によって協議し、またその部分についての変更がある可能性がございますので、現行で申し添えてさせていただきます。

○村田委員長　スライド制については、もう業者から事前に役所のほうに届けてありますか。

○塩津建設課長　いえ、まだ現段階では届出はございません。

○村田委員長　着工の事前に工事打合せ、起工の際に、スライド制については業者のほうから役所のほうに申入れをして、実際に単価の違いとかあれば、口頭ということになれば変更ということになりますけれども、今はそういうことはまだやっていないということなんですね。

ですから、再度、念押しはしますが、業者に負担、いわゆる著しく負担をかけるというようなことを設計はしていないということなんですね。

○塩津建設課長　おっしゃるとおりでございます。

そういうことがないよう心がけて、施工したいと考えております。

○村田委員長　分かりました。

他にございませんね。

○南委員　最後をお願い。

できたら、各々が現地視察するんじゃないしに、できたら常任委員会のほうでも、もし差し支えなかったら現地視察のほう、尾鷲の小学校とエレベーターのほうをもし組んでいただければと思います。

○村田委員長　それは副委員長と常々話しておって、後々に行くと思いますので、もうしばらくお持ちいただきたいと思います。

それでは、常任委員会閉じます。

(午前 11 時 25 分 閉会)